



# 滋賀県公報

 令和 7年 (2025年)

 1 1 月 7 日

 第 6 6 4 号

 金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

〇 告 示 児童福祉法第25条の2第1項の規定による滋賀県要保護児童対策連絡協議会の設置の一部改正(子ど も家庭支援課) ...... 1 〇 公 牛 大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)......1 一般競争入札の公告(道路保全課)......5 ○ 健康福祉事務所告示 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 〇 人事委員会規則 ※公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則....... 〇 人事委員会公告 令和7年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)-特別募集(社会福祉・総合環境・農業・林業・電 気(電気工学)・機械・総合土木)-公告.....8

告示

## 滋賀県告示第394号

平成20年滋賀県告示第108号 (児童福祉法第25条の2第1項の規定による滋賀県要保護児童対策連絡協議会の設置) の一部を次のように改正する。

令和7年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

第3項第1号中「滋賀県精神保健福祉センター、滋賀県立小児保健医療センター」を「滋賀県立精神保健福祉センター、滋賀県立総合病院」に改める。

.

# 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年11月7日

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート大津京 大津市柳川二丁目6番2号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前 元三フード株式会社 大津市長等二丁目3番32号 代表取締役 谷口剛 ほか4者
  - ② 変更後 W. Sマーケッツ株式会社 大津市勧学二丁目7番13号 代表取締役 園田亙 ほか2者

- 3 変更年月日 令和4年5月20日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店および住所等の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年10月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

- ② 縦覧期間 令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年3月9日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

\_\_\_\_\_\_

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ堅田 大津市本堅田五丁目20番10号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前 岡野食品株式会社 兵庫県姫路市御国野町国分寺387番地1 代表取締役 宮司直人 ほか23者
  - (2) 変更後 岡野食品株式会社 兵庫県姫路市御国野町国分寺391番地 代表取締役 宮司直人 ほか23者
- 3 変更年月日 令和5年12月1日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所等の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年10月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

- ② 縦覧期間 令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年3月9日
  - ② 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

\_\_\_\_\_\_

# 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年11月7日

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ栗東 栗東市綣二丁目3番22号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前 株式会社GOHOBI 京都府京都市中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町403番地 代表取締役 片山光雄 ほか11者
- (2) 変更後 株式会社GOHOBI 京都府京都市中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町403番地 代表取締役 大楠紘嗣 ほか11者
- 3 変更年月日 令和6年3月21日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

- 5 届出年月日 令和7年10月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号

- (2) 縦覧期間 令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和8年3月9日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

\_\_\_\_\_\_

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート雄琴駅前店 大津市雄琴北二丁目2番10号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前 山本恒郎 大津市本堅田三丁目17番9号 代表 山本恒郎 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
  - ② 変更後 next PH株式会社 東京都中野区中央一丁目38番1号 代表 松浦惠子 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 変更年月日 令和6年7月21日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店のため
- 5 届出年月日 令和7年10月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

- ② 縦覧期間 令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- ① 提出期限 令和8年3月9日
- ② 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

\_\_\_\_\_\_

# 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年11月7日

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート守山水保店 守山市水保町1267番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代 表者の氏名
  - (1) 変更前 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 代表取締役 山野博幸 ほか 2者
  - (2) 変更後 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 代表取締役 林田邦博 ほか 2者
- 3 変更年月日 令和6年9月1日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

- 5 届出年月日 令和7年10月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

- (2) 縦覧期間 令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年3月9日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

\_\_\_\_\_\_

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート志津東草津店 草津市追分一丁目5番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 代表取締役 山野博幸 ほか 4 考
  - (2) 変更後 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号 代表取締役 林田邦博 ほか 4者
- 3 変更年月日 令和6年9月1日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年10月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

- ② 縦覧期間 令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年3月9日
  - ② 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

\_\_\_\_\_\_

# 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年11月7日

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 SUPER CENTER PLANT高島店 高島市安曇川町青柳 1486-1 ほか104筆
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 PLANT 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1 代表取締役 三ツ田佳史
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社PLANT 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1 代表取締役 三ツ田佳史
  - (2) 変更後

- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 PLANT 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1 代表取締役 三ツ田泰二
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社PLANT 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1 代表取締役 三ツ田泰二
- 3 変更年月日 令和7年9月21日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗に おいて小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和7年10月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地

- (2) 縦覧期間 令和7年11月7日から令和8年3月9日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年3月9日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

\_\_\_\_\_\_

#### 一般競争入札の公告

令和7年度におけるロータリ除雪車(2.2m級)の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品名および数量 ロータリ除雪車 (2.2m級) 1台
  - ② 購入物品の特質等 仕様書による。
  - ③ 納入期限 令和8年3月19日(木)
  - (4) 納入場所 滋賀県長浜土木事務所木之本支所 長浜市木之本町黒田1234
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:土木・建築機械および資材

大分類:物品 中分類:車両

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において、資格審査の申請を行うこと。もっとも、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を 有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。
- 4 入札執行の日時、場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県土木交通部道路整備 課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4131
  - (2) 契約条項を示す期間 令和7年11月7日(金)から令和7年12月17日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで
  - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の提出方法 滋賀県物品・役務電子調達システム、持参および郵便とする。
- (6) 入札書の受領期限 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する場合は、令和7年12月17日(水)10時までに入札書を提出すること。持参の場合は、令和7年12月17日(水)10時までに滋賀県土木交通部道路整備課へ持参すること。郵便の場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により令和7年12月17日(水)10時までに滋賀県土木交通部道路整備課へ必着させること。なお、持参または郵便により入札書を提出する場合は、封書に入れ密封し、かつ、その表面に「入札書」と朱書きし、氏名(法人の場合はその名称または商号)および案件名を併記しなければならない。
- (7) 開札の日時および場所 令和7年12月17日(水)14時 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部道路整備 課
- 5 入札方法等
  - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則 第92号)の規定によるものとする。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
  - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
  - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
  - (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
  - (2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
  - ③ 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
  - (4) 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。
  - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
  - (6) その他詳細は、入札説明書および仕様書による。
- 13 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Buying Rotary snow plow(2.2m class), 1 Car
  - (2) Deadline for tender: 10:00, December 17, 2025
  - (3) For further information, contact: Road Management Division, Department of Public works and Transportation, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4131

#### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続

の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和7年11月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 抗インフルエンザウイルス薬 (タミフルドライシロップ 3%) 1 瓶/箱30 g 入 13,200箱
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県健康医療福祉部薬務課 大津市京町四丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年10月21日(火)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 中外製薬株式会社 営業本部長 高野淳一 東京都北区浮間五丁目5番1 号
- 5 随意契約に係る契約金額 43,080,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定 による。

# 健康福祉事務所告示

## 滋賀県東近江健康福祉事務所告示第16号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。 令和7年11月7日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの 種 類	指定年月日	介 護 保 険 事業所番号
コンパス ウォーク近 江八幡	近江八幡市土 田町1325番地 1	株式会社ジェイス ターズ 代表取締役 中村勇 治	近江八幡市土 田町1325番地 1	通所介護	令和7.11.1	2570401105

# 滋賀県東近江健康福祉事務所告示第17号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年11月7日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービス の 種 類	介護保険事業所番号	廃止年月日
コンパス ウォーク近 江八幡	101-711-11	株式会社ジェイジェ イエフ 代表取締役 志村和 美	近江八幡市鷹飼町北三丁目8番地7		2570400982	令和 7.10.31

#### 滋賀県南部健康福祉事務所告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年11月7日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指定障害福祉 サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ラ・ステイ ト野洲ヘル パーステー ション	野洲市野洲 2053-1	株式会社ツルタ	栗東市下戸山 1618番地	居宅介護重度訪問介護	令和7.11.1	2511300499

# 人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年11月7日

> 滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第23号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年滋賀県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正す る。

別表第2中「社会福祉法人グロー」を

「社会福祉法人グロー 国立大学法人滋賀医科大学」
に改める。

別表第3中「株式会社滋賀食肉市場」を

「株式会社日本宝くじシステム 株式会社滋賀食肉市場 に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会公告

令和7年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)ー特別募集(社会福祉・総合環境・農業・林業・電気(電気工学)・ 機械・総合土木)ー公告

令和7年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)-特別募集(社会福祉・総合環境・農業・林業・電気(電気工学)・ 機械・総合土木)-を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、技術的業務に従事する者の採用試験で す。

なお、詳細については、当人事委員会事務局に問い合わせてください。 令和7年11月7日

> 滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

# 1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試	験	区	分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
	社会福祉		知事部局の本庁各課または健康	児童福祉・障害福祉等に関する		
社		3 人程度	福祉事務所、子ども家庭相談セ	行政事務・相談支援、児童福祉		
71.	会	佃	祉	3 八柱及	ンター、近江学園、淡海学園な	施設等における生活支援・自立
					どの地方機関等	支援等の福祉関係業務
			•		知事部局の本庁各課または環境	環境・衛生等に関する行政事務
総	総合環境	2人程度	事務所、琵琶湖環境科学研究セ	および関連する試験・検査等の		
			ンターなどの地方機関等	業務		
					知事部局の本庁各課または農業	農業に関する知識・技術の普及
農			業	8人程度	農村振興事務所、農業技術振興	指導、行政事務および関連する
					センターなどの地方機関等	試験研究等の業務
					知事部局の本庁各課または森林	治山・林道等の事業に関する企
++-	林    業	業 8人程度	来 0.1 和声	整備事務所などの地方機関等	画・設計・施工管理、林業に関	
1			0 八住及		する知識・技術の普及指導等の	
						業務および関連する行政事務

電気(電気工学)	3人程度	知事部局の本庁各課または下水 道事務所などの地方機関等	電気設備等に関する設計・施工 管理・保守管理等の業務および 関連する行政事務
機械	4人程度	知事部局の本庁各課または下水 道事務所などの地方機関等	機械設備等に関する設計・施工 管理・保守管理等の業務および 関連する行政事務
総合土木	8人程度	知事部局の本庁各課または土木 事務所、農業農村振興事務所な どの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・ 農業農村整備等の事業に関する 企画・設計・施工管理等の業務 および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

採用後の配置転換等による勤務先および職務内容の変更の範囲は上記と同様ですが、行政委員会や他団体へ出向・派遣となる場合は出向・派遣先の定める場所および業務です。

#### 2 受験資格

- (1) 「社会福祉」 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格もしくは社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) による社会福祉士の資格を有する者または令和8年3月31日までに有する見込みである者で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 昭和50年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (ア) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく大学 (短期大学を除く。以下「大学」という。) を卒業した 者または令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
    - (4) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (2) 「総合環境」「農業」「林業」 次のいずれかに該当する者
  - ア 昭和50年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (7) 大学を卒業した者または令和8年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
    - (4) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 「電気(電気工学)」「機械」「総合土木」 次のいずれかに該当する者
  - ア 昭和50年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (7) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和8年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者
    - (4) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (4) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることが なくなるまでの者
  - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 3 第1次試験
  - (1) 試験日 令和8年1月11日(日)
  - ② 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)
  - ③ 方法 能力検査を次の方法により行います(100点満点)。
    - 能力検査(配点100点) 多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について能力検査を行います。
  - (4) 第1次試験合格者の発表 令和8年1月19日(月)午前9時(予定)に滋賀県職員採用ポータルサイト(https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/)において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)。
- 4 第2次試験
  - (1) 日時および場所
    - ア 口述試験 令和8年1月24日(土)および25日(日)に滋賀県庁で行う予定です。詳細は、第1次試験合格者発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません。)。

- イ 適性検査 第1次試験日と同日に同会場で実施します。
- (2) 方法 第1次試験の合格者に対して、口述試験および適性検査を、次の方法により行います(450点満点)。 ア 口述試験(配点450点) 人物および職種に係る専門性について、個別面接による試験を行います。
  - イ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者の み判定を行います。)。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(550点満点)。

- 5 最終合格者の発表 令和8年2月17日(火)午前9時(予定)に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。
- 6 採用および給与
  - (1) 採用候補者名簿に記載された者の中から、任命権者が面談等を行って採用者を決定します(最終合格しても採用されない場合があります。なお、滋賀県では、過去10年間、最終合格者は辞退者を除き全員採用されています。)。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、原則として令和8年4月1日の予定です。
  - (2) 給料は、月額242,519円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和7年4月1日現在のものです。
  - (3) 2(1)イ(7)、2(2)イ(7)または2(3)イ(7)を要件として受験した者が、所定の時期までにそれぞれに定める学校を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。
  - (4) 社会福祉主事の任用資格または社会福祉士の資格の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに 当該任用資格または資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。
  - (5) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容 または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるた めには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職 務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。
- 7 受験手続および受付期間
  - (1) 受験の申込み
    - ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続 し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。
    - イ 身体に障害があり、特別の措置(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込み の際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、 特別措置の対応はできません。
    - ウ 申し込みできる試験区分は一つに限ります。受験申込受理後は、システム上試験区分の変更はできません。
  - (2) 受付期間 令和7年11月11日(火)午前9時から令和7年12月11日(木)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。
  - (3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷(A4判片面)の上、写真(最近6か月以内に撮影したカラー写真で、脱帽、正面向きのもの)を貼って、第1次試験当日持参してください。
- 8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、請求者が受験者本人であることを証明する 書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋 賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試 験	開示請求できる者	開 示 内 容	開示受付期間	開示場所
第1次	第1次試験受験者	第1次試験の得点および順位	第1次試験合格者発	滋賀県人事委員会事
試 験			表の日から1か月間	務局(大津市京町四
第2次	第2次試験受験者	第1次試験の得点と第2次試験の	第2次試験合格者発	丁目1番1号 県庁
試 験		合計得点とを合算して得た総合得	表の日から1か月間	東館6階)
		点および総合得点による順位		

タルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。
• • • • • • • • • • • • • • • • • • •

12	令和7年(2025年)11月7日	滋	賀	県	公	報	第 664 号